

# 6 月 中 の 県 内 全 域 取 締 日

～埼玉県警察・交通指導課～

※ 交通事故の発生状況に応じ、取締り内容を変更する場合があります。

| 実 施 日    | 実 施 重 点                                                                                                               |                                                                                  |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|          | 昼 間                                                                                                                   | 夜 間                                                                              |
| 6月2日(月)  | <b>【速度違反】</b><br>速度違反は、交通事故の際の衝撃を増大させ、重傷事故や死亡事故等の重大な結果を招く危険性が高いため、速度違反取締りを強化します。                                      |                                                                                  |
| 6月5日(木)  | <b>【自転車及び小型モビリティによる違反】</b><br>自転車の法令違反が主原因となる交通事故防止のため取締りを強化します。また、電動のキックボードやペダル付き電動バイク等の小型モビリティに対する法令の周知及び取締りを強化します。 |                                                                                  |
| 6月10日(火) | <b>【自転車及び小型モビリティによる違反】</b><br>自転車の法令違反が主原因となる交通事故防止のため取締りを強化します。また、電動のキックボードやペダル付き電動バイク等の小型モビリティに対する法令の周知及び取締りを強化します。 | <b>【飲酒運転】</b><br>飲酒運転に起因する悲惨な事故が後を絶ちません。極めて危険かつ悪質な違反である飲酒運転を根絶するため、取締りを強化します。    |
| 6月19日(木) | <b>【速度違反】</b><br>速度違反は、交通事故の際の衝撃を増大させ、重傷事故や死亡事故等の重大な結果を招く危険性が高いため、速度違反取締りを強化します。                                      |                                                                                  |
| 6月24日(火) |                                                                                                                       | <b>【速度違反】</b><br>速度違反は、交通事故の際の衝撃を増大させ、重傷事故や死亡事故等の重大な結果を招く危険性が高いため、速度違反取締りを強化します。 |

6月30日(月)

【速度違反】

速度違反は、交通事故の際の衝撃を増大させ、重傷事故や死亡事故等の重大な結果を招く危険性が高いため、速度違反取締りを強化します。

- 高齢者の交通死亡事故が多発傾向にあります。夕暮れ時や夜間の外出の際は反射材等を身に着け、横断歩道横断の際は左右の安全確認をしっかりと行いましょう。
- 令和7年4月末における交差点（付近を含む。）における交通死亡事故は、全体の約65%を占めています。交差点を通行する際は、左右の安全確認、歩行者や車両（自転車を含む）等の動向を確認してください。
- 上記取締り予定以外にも、各種交通指導取締りを実施しています。
- 道路交通法第65条第1項により、車両の飲酒運転は禁止されています。自転車も車両であるため、飲酒運転はしないでください。なお、自転車の酒気帯び運転及び幫助行為（車両等提供、酒類提供、同乗）は、改正道路交通法により、罰則が適用されます。

※小型モビリティとは

小型モビリティとは「バッテリーを使って動く乗り物のうち、軽量でコンパクトな乗り物」全般を指します。

主に取り締強化対象となる車両については、いわゆる「電動キックボード」や「ペダル付き電動バイク」等となります。

